

# 適格退職年金について

平成20年6月  
厚生労働省年金局

## 適格退職年金の円滑な移行の推進に関する連絡会議の設置について

平成20年6月25日

### 1. 趣旨

適格退職年金については、平成23年度末に廃止されるが、平成19年度末（平成20年3月）において、未だ440万人が加入している状況にある。

このような状況を踏まえ、関係省庁から構成される連絡会議を設けることにより、関係省庁が連携して適格退職年金の円滑な移行の推進を図る。

### 2. 検討事項

- (1) 適格退職年金の移行予定及び移行実態の把握
- (2) 適格退職年金の移行に関する広報
- (3) その他適格退職年金の円滑な移行の推進に関すること

### 3. メンバー

メンバーは、次のとおりとする。なお、必要に応じ、オブザーバーの参加を求めることができる。

- (1) 金融庁総務企画局政策課長
- (2) 財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
- (3) 厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課長
- (4) 厚生労働省年金局総務課長
- (5) 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
- (6) 農林水産省経営局協同組織課長
- (7) 経済産業省経済産業政策局企業行動課長
- (8) 中小企業庁事業環境部経営安定対策室長

### 4. その他

連絡会議の庶務については、関係省庁の協力を得て、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課において、処理する。

# 適格退職年金の企業年金等への移行状況について

## 適格退職年金

(平成24年3月31日で廃止)

受託件数: 73,582件(平成14年3月31日)

32,826件(平成20年3月31日)

減少数: 40,756件

加入者数: 917万人(平成14年3月31日)

443万人(平成20年3月31日)

減少数: 474万人

厚生年金基金

70事業主  
(平成20年6月1日)

確定給付企業年金

4,475事業主  
(平成20年6月1日)

確定拠出年金

4,707事業主  
(平成20年3月31日)

中小企業退職金共済制度

14,325事業所  
(平成20年4月30日)

その他(解約など)

9,252  
事業主

23,577  
事業主

<注1> 適格退職年金から確定給付企業年金への移行数は、新規設立と同時又は既存の確定給付企業年金に適格退職年金から権利義務承継若しくは資産移換を行っている確定給付企業年金の数である。

<注2> 適格退職年金から確定拠出年金及び中小企業退職金共済制度への移行数は、適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより、資産移換を行っている実施事業主数である。

## 企業年金の受託概況（平成20年3月末現在）

		受託件数 (基金、件)	資 産 残 高 (時価)		加入者数 (万人)	
			(億円)	構成比 (%)		対前年比増減率 (%)
厚生年金基金	信託銀行	477	299,577	91.6%	△ 16.4%	399
	生保会社	149	27,363	8.4%	△ 9.4%	81
	小 計	626	326,940	100.0%	△ 15.9%	480
確定給付企業年金	信託銀行	1,288	299,911	81.8%	△ 3.7%	385
	生保会社	1,802	66,505	18.2%	16.1%	120
	J A 共済連	11	87	0.0%	3.8%	0
	小 計	3,101	366,504	100.0%	△ 0.6%	506
適格退職年金	信託銀行	5,471	64,032	54.5%	△ 28.7%	196
	生保会社	26,957	50,112	42.7%	△ 20.7%	237
	J A 共済連	398	3,289	2.8%	1.7%	10
	小 計	32,826	117,434	100.0%	△ 24.8%	443
合 計		36,552	810,878	△ 11.3%	1,429	

※ 信託協会、生命保険協会、全国共済農業協同組合連合会による発表資料から抜粋

(注1) 受託件数および加入者数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上している。

(注2) 信託銀行の資産残高は、年金信託契約、年金特定信託契約等の合計。

(注3) 生保会社の資産残高は、特別勘定特約の資産残高を含む。